

つつじが丘自治連合会 会則

第1章 総 則

(名 称・所在地及び事務所)

- 第 1 条 本会は、つつじが丘自治連合会（以下、「本会」という）と称する。本会の所在地は、つつじが丘自治会館（名張市下比奈知 7 3 7）に置く。
- 2 運営上、つつじが丘・春日丘自治協議会（以下、自治協議会という）とあわせた事務処理等を必要とする事から、事務所をつつじが丘市民センター内の自治協議会事務所（名張市つつじが丘北 5 番町 7 3 - 2 番地）に置く。

(目 的)

- 第 2 条 本会は、住民の連帯と融和を基本理念に番町自治会相互の自主性を尊重しつつ連帯して個性ある住み良いまちづくりの達成を目指すことを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

- 第 3 条 本会は、第 2 条の目的達成のため、次の事業を行う。
- 1) 番町自治会相互の親睦に関する事項
 - 2) 自治連合会施設の維持管理に関する事項
 - 3) 地域の文化、環境及び健康福祉の向上に関する事項
 - 4) 地域の防災・防犯その他生活安全の確保に関する事項
 - 5) 地域の子ども育成に関する事項
 - 6) 地域の各種団体等の事業の後援・協働に関する事項
 - 7) 上位組織の自治協議会の決定、指示に関する事項
 - 8) 他地域の自治組織との友好及びコミュニケーションの確立に関する事項
 - 9) その他地域ビジョン事業等を含む本会の目的達成に必要と認められる事項

第3章 組 織

(構 成)

- 第 4 条 本会は、つつじが丘北 1 番町～北 1 0 番町と、つつじが丘南 1 番町～南 8 番町の番町自治会で構成する。

(役 員)

- 第 5 条 本会に、次の役員を置く。
- | | |
|----------|-------|
| 1) 会 長 | 1 名 |
| 2) 副 会 長 | 3 名 |
| 3) 理 事 | 1 4 名 |

第4章 機 関

(機 関)

- 第 6 条 本会の円滑な運営のため、次の機関を設置する。
- 1) 総会
 - 2) 評議員会
 - 3) 理事会

(総会)

- 第 7 条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年 1 回会長がこれを招集する。
但し、評議員会でその開催を決定したときは、臨時に招集しなければならない。
- 2 総会は代議員の過半数の出席をもって成立し、委任状は認めないものとする。全ての議案は代議員の出席者の過半数で議決する。
 - 3 前項の代議員数及び選出方法等については、別に定める代議員規定に基づくものとする。
 - 4 予算並びに決算の承認及び会則の改廃は、総会において議決されなければならない。但し、予算において総会前に予算執行を行う必要がある場合は、年間予算を理事会に諮り、評議員会で仮承認を受けることとする。
 - 5 総会の議長は、代議員の中より選出する。

(評議員会)

- 第 8 条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関として、自治連合会の運営に関する事項を審議・決定する。
- 2 評議員会は、会長がこれを招集し、四半期毎の定期に開催する。ただし、次の場合は臨時に開催しなければならない。
 - 1) 会長が必要と認めたとき。
 - 2) 番町自治会の過半数から開催請求があったとき。
 - 3 評議員会は、第 5 条の役員と各番町の正副自治会長(以下「評議員」という)で構成し、評議員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 全ての議事は評議員の出席者の過半数により議決する。
 - 5 評議員会の正副議長は、評議員の互選による。
 - 6 評議員会には、市議会議員等オブザーバを若干名置くことができる。
 - 7 評議員会には、地域の各種団体等代表者を呼ぶことが出来る。

(理事会)

- 第 9 条 理事会は、本会の執行機関として、第 20 条第 2 項に定める規程類の遵守及び総会並びに評議員会の決議を誠実に遂行しなければならない。
- 2 理事会は、名張市が定める地域づくり組織条例に基づく基礎的コミュニティ代表者として届け出た者で構成する。
 - 3 理事会は、会長が随時これを招集する。
 - 4 理事会は、第 3 条に掲げる事業を遂行するため部会を設置する。

第 5 章 部会・専門委員会

(部会)

- 第 10 条 部会は、第 9 条第 4 項に定める任務を遂行するため、別に定める部会等設置規定に基づき行うものとする。

(専門委員会)

- 第 11 条 専門委員会は、必要な場合評議員会の下に、別に定める部会等設置規定に基づき設置することが出来る。

第6章 役員を選出

(理事)

- 第12条 理事は、つつじが丘北1番町～北10番町と、つつじが丘南1番町～南8番町の選挙区毎に1名、計18名を各番町自治会が定める選挙規則により選出する。
- 2 会長及び副会長は、前項で選出された理事の互選によりこれを決定する。

第7章 自治連合会役員の仕事と任期

(職務)

- 第13条 役員は、本条各項の仕事を分担するとともに、全員協力して自治連合会の運営にあたらなければならない。
- 2 会長は、会務を統括し本会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
 - 4 理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長不在のときはその仕事を代行する。
 - 5 理事は、つつじが丘・春日丘自治協議会の役員を兼ね、その役員で構成される協議会運営会議のメンバーとする。

(任期)

- 第14条 会長・副会長及びその他の理事の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 任期途中に交替する者があるときは、その任期は前任者の残任期間とし、第12条に基づいて後任者を2ヶ月以内に選任しなければならない。ただし、残任期間が概ね2ヶ月を切る場合は、後任を選出せず他の理事で分担して業務を遂行する。
 - 3 理事(会長、副会長も含む)が心身の故障のため仕事の遂行に堪えないと認められるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認められたとき、他の理事より理事会に不信任動議が出されたときは、理事会において審議の上、当該理事を会長名で解任することができる。
 - 4 理事より、職務の遂行に堪えないと辞任の申し出があった場合は、番町自治会長の承認を必要とし、後任が決定したあとに理事会でこれを承認するものとする。

第8章 会計

(連合会費)

- 第15条 各番町自治会は、本会の目的のために上期は4月1日時点での自治会員数、下期は10月1日時点での自治会員数に応じた連合会費を納入する。
- 2 納入した連合会費は、退会・転出等で自治会員数が減っても返金しないものとする。
 - 3 連合会費は、自治会員一戸当り、自治連合会運営費として月額300円と、は～とバス事業費として月50円の合計月額350円とする。

(連合会費の徴収)

- 第16条 前条に定める連合会費については、番町自治会がこれを徴収し、本会会計に納入するものとする。
- 2 本会計に納入された「は～とバス」事業費は、全額を運営する組織(非特定営利活動法人 生活支援つつじ・春日丘)に交付する。

(会 計)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 本会の会計に関する事項は、別に定める会計処理規定により行う。
 - 3 会計に関する全ての書類は、正当な事由に基づき番町自治会より請求されたときは、これを閲覧させなければならない。

(会計監査)

- 第18条 会計監査員は、毎会計年度における金銭出納の監査を行い、総会でその結果を報告しなければならない。
- 2 会計監査員は2名とし、評議員の中から選出し会長が任命する。
 - 3 会計監査員の任期は1年とする。

第9章 慶 弔

(慶弔等)

- 19条 慶事については、原則として祝儀又は記念品を贈らない。ただし、人命救助等地域住民の福利・福祉に対する多大な功績があった場合は、理事会または番町自治会より提案し、評議員会の決議に基づき贈ることが出来るものとする。
- 2 弔事については、世帯主及び同居家族が死亡したときは、5,000円の香典を贈り、弔電の対応をする。
 - 3 火災に際しては、火事見舞いとして10,000円を贈る。
 - 4 その他本章に関し、定めのない事項で支出を要するときは、理事会で協議の上これを執行し、事後に評議員会へ報告を行うものとする。

第10章 会則の改廃

(改 廃)

- 第20条 本会則の改廃は、総会において代議員の出席者の過半数の賛意で議決する。
- 2 本会則に基づく規程類は、理事会に諮り、評議員会において定めることができる。
 - 3 前項の場合においては、次の総会で報告しなければならない。

(附 則)

- 1 本会則は、組織改革に伴い、従前の「つつじが丘自治会則」を廃止し、平成29年9月24日に制定し、平成30年4月1日より施行する。